

# 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例

## 目次

第1章 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会（第1条—第5条）

第2章 四條畷市いじめ問題対策委員会（第6条—第10条）

第3章 四條畷市いじめ問題再調査委員会（第11条—第14条）

## 附則

第1章 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下この条及び第7条第1号において同じ。）に関する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

（組織）

第3条 連絡協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）関係行政機関の職員

（3）関係団体の代表者

（4）本市の職員

（5）前4号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委任）

第5条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第2章 四條畷市いじめ問題対策委員会

### (設置)

第6条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第7条 対策委員会は、四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) いじめの防止等のための調査及び助言に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること。

### (組織)

第8条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 臨床心理士
- (3) 弁護士
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

### (任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委任)

第10条 この章に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第3章 四條畷市いじめ問題再調査委員会

### (設置)

第11条 法第30条第2項の規定に基づき、四條畷市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第12条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第13条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 当該いじめの事案について特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。

4 委員は、当該諮問に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第14条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表中	「 国民保護協議会委員	日額 7,500	を
			」
「	国民保護協議会委員	日額 7,500	に、
	四條畷市いじめ問題対策連絡協議会会長	日額 8,500	
	四條畷市いじめ問題対策連絡協議会副会長	日額 8,000	
	四條畷市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 7,500	
			」
「	四條畷市いじめ問題対策委員会委員	日額 7,500	を
			」
「	四條畷市いじめ問題対策委員会委員	日額 7,500	に改める。
	四條畷市いじめ問題再調査委員会委員長	日額 8,500	
	四條畷市いじめ問題再調査委員会副委員長	日額 8,000	
	四條畷市いじめ問題再調査委員会委員	日額 7,500	
			」

(四條畷市いじめ問題対策委員会条例の廃止)

3 四條畷市いじめ問題対策委員会条例（平成24年条例第31号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日において、前項の規定による廃止前の四條畷市いじめ問題対策委員会条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の委員である者は、この条例の施行の日に第8条第2項の規定により対策委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例の規定による委員の任期の残任期間とする。